

質問件名 従業員に未払い賃金の計算をさせる社会福祉法人を許す小平市

質問要旨

本年 8 月の厚生委員会で採択すべきものと決した請願第 19 号は、社会福祉法人(以下、法人と呼ぶ)の介護報酬の不適切な受給と、過去 3 年以上の時間外労働の未払い賃金を問題とした。市は同委員会で未払い賃金の精算に関し、「立川労働基準監督署に確認したところ『どこまでが残業なのかは本人しか分からないため、本人が手計算して請求させる運用であっても労働基準法(以下、法と呼ぶ)違反には該当しない』と説明を受けた」旨の説明をした。

法人は、就業規則と給与計算システムで時間外勤務手当の 10 分未満を切り捨ててきた。これは法第 24 条の賃金全額払いの原則に反する恒常的な未払いで、本年 4 月以降は 1 分単位に改めたが、過去 3 年分は未払いのままで。

さらに、法人は過去 3 年分の未払い賃金を支払うとしながら、自ら計算せず、従業員にタイムカードのログを渡し「各自で手計算して請求するように」と指示した。計算の丸投げは法定義務の転嫁であり、支払いを従業員の申請待ちにする運用は、従業員に泣き寝入りを強いるものである。

市がこれを容認すれば、他事業者への劣悪な労務管理の助長になるため、以下質問する。

1. 法第 108 条・施行規則第 54 条は、賃金台帳に労働者ごとの実際の労働時間数・延長時間数を記入することを使用者に義務づけ、労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインも、労働時間の把握・管理を使用者の責務としている。法人は 10 分単位の集計を行い、10 分未満を含むタイムカードも保持している以上、1 分単位での再計算も法人が行える。計算を従業員に丸投げする運用は法定義務の転嫁であり、支払いを従業員の申請待ちにする運用は、賃金を毎月 1 回以上・一定の期日を定めて支払うことを定めた法第 24 条第 2 項の趣旨に反し、賃金支払いを従業員の請求に条件付けるものである。市はこのような運用を適正な労務管理として是認するのか。
2. 10 分未満の切り捨ては、法第 24 条の賃金全額払いの原則に反する恒常的な未払いである。10 分単位の集計が可能な以上、「10 分未満は従業員が申告する」という運用は成立しない。市はいつ把握し、どう指導したのか。過去 3 年分の支払いの完了を確認しているか。
3. 市は、地域包括支援センター運營業務を委託している事業者に対しては、それぞれ就業規則を提出させているが、時間外勤務手当の支給に関する規定について、法第 24 条の賃金全額払いの原則に反する規定の有無を確認したのか、確認した結果を含めて問う。また、違反する規定を把握した場合、対象の事業者に対して、いつ、どのような是正指導を行ったのか、是正指導の結果を含めて問う。
4. 立川労働基準監督署からは「本人が手計算して請求させる運用であっても法違反には該当しない」旨の説明を受けたとした市に対し、「どのような質問で確認したのか、ほかにどのような話があったのか」と質問したところ、調査中を理由に答弁しなかった。これは、市自身の対応も調査対象になっているということか。そうでなければ、調査対象でもない市の行いを答弁しないのは、説明責任の放棄ではないか。
5. 法第 108 条・施行規則第 54 条は、賃金台帳に労働者ごとの実際の労働時間数・延長時間数を記入することを使用者に義務づけている。ところが法人は、10 分未満を切り捨てて労働時間数を過少に記入した賃金台帳を 3 年間作成・維持し、未払いを生じさせた。是正に当たっては、法人が自ら台帳を訂正し、保持している記録から正確な労働時間を算定して未払い賃金を支払うべきである。これをせず計算を従業員に丸投げすることは、過少記入という記入義務違反の状態を継続させるものである。市は通常監査(一般監査)で賃金台帳の適正性、実際の労働時間数が記入されているか確認していたのか。確認していれば未払いに気づけたはずではないか。法人に台帳の訂正と再計算・支払いを指導すべきではないか。
6. 市民が、法人の時間外勤務手当の支給要件、算定基礎及び計算方法が記載されている条文部分のみに限定して公開請求したところ、「公にすることにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがある」ことを理由に全部非公開の決定とされた。以前から指摘してきた通り、この理由を用いるには具体的な蓋然性が必要である。社会福祉法人は非営利・公益法人で公金が投入されている以上、説明責任が強く働く。地域包括支援センターは市区町村が設置する完全に公的なサービスであり、自治体直営であれば開示される労務情報を、委託しただけで非公開にするのは公平性に反する。賃金規定は労働者に周知されるもので秘密性が低く、競争優位を左右する営業秘密ではない。にもかかわらず通知書に具体的根拠を示さず全部非公開としたことは、小平市情報公開条例第 8 条(公文書の一部公開)にも反する。市は、なぜ法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるといえるのか、具体的に説明せよ。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 8 年 8 月 31 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23